

はしがき

現在、アジア諸国の法制度を取り巻く環境は大きく変化している。当面の経済危機の克服だけでなく、経済社会のグローバル化、冷戦構造の崩壊に伴う社会主義体制からの移行、民主化運動、情報化などの顕著な動きに象徴される。これらの変化に対応するため、多くのアジア諸国は法制度改革あるいは法整備といった独立以来の大事業に取り組んでいる。このような法環境の変化に対応して、アジア諸国においては新しい法の役割あるいは現代的な法のあり方を求める動きが生まれつつあるといえる。

本書は、このような急速かつ顕著な法の動きとの関連で、アジア諸国の開発過程における法の役割に着目しながら、経済開発と社会開発に関する法分野の検討を行なったものである。これまで「法と開発」に関する議論が広く行なわれてきたが、アジア諸国での現代的な法およびその役割に関しては必ずしも十分な議論が行なわれてきたとは限らない。そこで、現在のような変革期にあるアジアの開発過程における法の現代的な役割に注目して、これを明らかにしようとしたものである。

ところで、「アジアでは法は機能しない」と久しく言われていた。これは、アジア諸国で法の支配が確立されておらず、法がガバナンスの手段として機能してこなかったことによる。国際化、市場化、民主化、情報化といった急激な状況変化は、アジア諸国における法のニーズを多様化させつつある。他方、持続可能な経済社会の実現要求は、アジア諸国における法の役割をさらに積極化させる方向へと導いている。多くのアジア諸国で、グローバル化と法、法の優越、法整備と法執行の確保、社会問題と法解決の必要性、民主的

な法の制定といった議論が登場するのはこのためである。

なお、本書は、当研究所で平成12年度から3カ年計画で始まった「経済協力と法制度研究」事業の一環として、初年度に実施した「法と開発：経済開発と社会開発」研究会成果の一部である。現在、アジア諸国に対する国際的な法整備支援活動も活発化しつつあり、アジア諸国の法制度に対する内外の関心も急速に拡大しつつある。アジア諸国における法制度のメカニズムの解明あるいは法の現代的な役割を明らかにするための一助となることを期待している。また、アジア諸国の共同研究者とともに実施した海外共同研究の成果やラウンドテーブルの報告書もすでに当研究所から刊行されているので、これらもあわせて参照していただければ幸甚である（英文、Asian Law Series）。

最後に、本研究会を実施するにあたり、研究会の幹事（山田美和）および執筆をご快諾いただいた委員諸氏に対して深く感謝したい。また、本書を作成するにあたり、内外の識者から貴重な意見および資料情報の提供を受けた。この場を借りて、これらの方々に深く感謝したい。

2002年2月

編者